むつみ歌会【岩城】

地球上もっとも住み良い瀬戸内の
中でも住み良い岩城の島は　池田　繁雄

後楽園の桜吹雪の下道を
花見の人らひしめきてをり　森本　和佳

採りたての磯の若布をみそ汁に
散らせば緑きわだち香る　宮本佳世子

坂道を自転車で行く若きらは
お尻を上げて春風を切る　山元　征子

七七忌終えて届きし義弟（おとうと）の
笑顔の写真亡夫（つま）と並ぶる　西本　優子

魚島俳歌柳会

・聖火リレーテレビで参加応援す
・五～六キロ日ごと競歩の島廻り　大林　正憲

・ベランダで夫を偲ぶ夕櫻
・言い方で人の心は変化する　横井里津子

・検査オーケー夫（おっと）電話へ赤飯だ
・杖をつく夫の愛に只感謝　田作　京子

・生きてればこそ醍醐味皺の数
・春の海子らと一緒の磯遊び
・芍薬（しゃくやく）や客になりける躑躅（にじ）り口
・雨晴れや新緑映える散歩道　能地　典子

・廃屋（はいおく）が空地に変わり畑になり
・定期船時化（しけ）には勝てぬひうち灘　松原　妙子

・柳壇の僕楽しみの木曜日
・成せば成る成さねばならぬ何ごとも私の好きな言葉成りけり　松原　弥一

令和四年歌会始のお題

「窓」

書式図（習字用半紙横長）

お題「窓」
、、、、、、、、、、
、、、、、、、、、、
……（山折り）……
〒住所　電話番号
氏名（ふりがな）
生年月日
性別　職業

歌に詠む場合は「窓」の文字が詠み込まれていればよく、「窓辺」、「車窓」、「同窓」のような熟語にしても差し支えありません。

◆詠進歌はお題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

◆用紙は半紙とし、記載事項は全て毛筆で自筆してください。（書式図参照）

◆期間　9月30日（木）まで（消印有効）

◆宛先
〒100-8111　宮内庁
※封筒に「詠進歌」と記載

☞詳細は「令和四年歌会始」で検索

岩城橋建設工事　設計概要・進捗状況（R3年3月末時点）

人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●人権相談専用ダイヤル
（8時30分から17時15分まで）
○子どもの人権110番
☎0120-007-110
○女性の人権ホットライン
☎0570-070-810
○外国語人権相談ダイヤル
☎0570-090-911
（9時から17時まで）
○みんなの人権110番
☎0570-003-110

●上島町の人権擁護委員
弓削地区　宮川　阪光
生名地区　村上貴志夫
岩城地区　古本　貢
魚島地区　中村　一義

令和３年度　後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健康診査を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。

●対象者
愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方
（75歳以上または、65歳から74歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた方。）
※ ただし、以下の方は対象外となります。
・ 病院または診療所に６か月以上継続して入院している方
・ 障害者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設等へ入所・入居している方

●健診項目
① 問診
② 歯の状態(現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認)
③ 口腔機能評価(口の中の健康診査)
舌の状態、えん下の状態(飲み込む力の確認)、口腔の状態(清掃状況やお口の乾燥状態などの確認)、歯肉の状態
④ 保健指導

●申込方法
愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話または各総合支所の住民課・町民生活課に直接お申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表をセットにして郵送します。
※ 愛媛県後期高齢者医療から受診をお勧めする方には、クーポン券などを送付しています。

●受診期間
令和3年6月1日(火)～令和4年2月28日(月)

●受診方法
クーポン券などが届いたら、事前に電話などにて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

●受診場所
後期高齢者の歯科口腔健康診査を実施する登録歯科医院クーポン券と一緒に登録歯科医院一覧表を同封しますので、ご参照ください。
また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載しています。

●その他注意事項
○無料で歯科口腔健康診査を受診できるのは、１年度内につき１回です。同年度内、2回目以降の受診の健診料は自己負担になります。なお、重複受診が判明した場合は費用を請求させてただきますのでご了承ください。
○歯科口腔健康診査は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。

●申込み・問い合わせ
愛媛県後期高齢者医療広域連合
事業課保健事業係
☎ 089-911-7739
FAX 089-911-7735
✉ info@ehime-kouiki.jp
弓削　住民課　77-2503
生名町民生活課　76-3000
岩城町民生活課　75-2500
魚島町民生活課　78-0011